

堺市社会福祉審議会（各専門分科会・部会の概要）

名称	審議事項	公開 /非公開	開催回数（年間）	R5開催（予定）			各専門分科会・部会における審議状況、課題
				回数	開催（予定）日	審議案件	
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事	非公開	随時 ※民生委員の一斉改選 時のみ開催 (前回は令和4年度)	0回	(次回開催は令和7年度)	—	当専門分科会における審議事項について、特に課題はありません。
障害者福祉専門分科会	障害福祉に関する事	—	随時	0回	—	—	—
第1審査部会	身体障害者の障害程度の審査に関する事	非公開	1～24回 ※案件による	24回	第2、第4木曜日	身体障害者の障害程度の審査に関する事	当審査部会における審議事項について、特に課題はありません。
第2審査部会	・身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定及び指定の取消しに関する事 ・自立支援医療機関の指定及び指定の取消しに関する事	非公開	4回	4回	①5月19日（金） ②8月10日（木） ③11月9日（木） ④令和6年2月8日（木）	・身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定及び指定の取消しに関する事 ・自立支援医療機関の指定及び指定の取消しに関する事	当審査部会における審議事項について、特に課題はありません。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事	公開	1～4回	4回	①7月14日（金） ②10月13日（金） ③11月17日（金） ④令和6年3月22日（金） いずれも、午後2時～	①「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3(2021)～5(2023)年度）」の進捗状況について ①～④「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6(2024)～8(2026)年度）」の策定について	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（第8期計画）の期間が、令和5年度末で終了するため、令和5年度中に次期計画の策定を行う必要があります。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事	—	随時	0回	—	—	—
児童措置審査部会	・児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事 ・児童福祉法第33条の6の2第1項による児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の請求に関する事	非公開	12回程度	12回	ほぼ毎月	措置対象児童に対する処遇方針について (保護者同意のない児童の施設等への入所、親権停止・喪失、特別養子縁組適格に係る申立やその申立適否)	・児童福祉法第28条（児童福祉施設等への入所等に保護者等同意しない場合、家庭裁判所の承認を得て措置するもの）に係る申立適否に関する諮問が大半です。 ・件数、開催回数は横ばいです。 ・1回あたりの諮問件数は1～2件です。 ・当審査部会における審議事項について、特に課題はありません。
里親審査部会	里親の認定に関する事	非公開	4回	4回	①7月10日（月） ②未定（11月） ③未定（11月） ④未定（令和6年3月）	里親の新規登録認定及び既存の登録里親の更新認定に係る適否について	・平成28年の児童福祉法の改正（家庭養育優先原則の明記）を受け、全国が新規の里親獲得・里親への児童委託に動き出し、本市においても令和元年度までの新規登録里親数は年間10名を超えていました。 ・令和元年度以降の新規登録里親は年間7～8名と横ばいです。 ・当審査部会における審議事項について、特に課題はありません。
子ども虐待検証部会	・児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、検証等に関する事 ・児童福祉法に基づく被措置児童等虐待に関する事 ・児童相談所の運営に関する評価及び検証に関する事	非公開	随時	随時	未定	重篤な児童虐待事例に係る分析・検証、子ども相談所の運営に関する評価検証及び被措置児童等虐待に関する分析・検証について	・重篤事例の発生頻度は数年に1度程度で、平成28年度が最後です。 ・1件の重篤事例につき、およそ5回審議会を開催します。 ・例年諮問案件としては、子ども相談所の運営に関する評価検証及び被措置児童等虐待に関する分析・検証です。 ・当検証部会における審議事項について、特に課題はありません。
幼保連携型認定こども園等認可審査部会	・家庭的保育事業等の認可に関する事 ・保育所の認可に関する事 ・幼保連携型認定こども園の認可に関する事	非公開	随時	3回	①8月7日（月） ②未定 ③未定	①保育所及び特区小規模保育事業の認可に関する事 ②未定 ③未定	・当審査部会における審議事項について、特に課題はありません。
地域福祉専門分科会	地域福祉に関する事	公開	1～3回	1回	令和6年2月～3月	地域福祉計画の進捗に関する事	・地域福祉を推進するには所管部局のみではならず、関係部局や地域への協力が今後必要不可欠であり、今後ご理解とご協力をお願いしたい。 ・次年度以降は次期計画を見据えた検討も必要となっています。